

第三回

大津町農業委員会

令和五年九月十一日

## 第3回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月） 9：28から11：28
2. 場 所 大津町役場 3階 302AB
3. 出席農業委員（12人）

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	9番 今村 太
10番 大村 礼美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美
- 出席農地利用最適化農業委員（5人）

6番 吉山 一豊	7番 鍋島 定照	8番 荒木 幸一
9番 石原 龍二	16番 松永 富幸	16番 本田 喜代治
4. 欠席農業委員（0人）
- 欠席推進委員（1人） 12番 野村 哲也
5. 議事日程
  - 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議事録署名委員の指名 5番 宮崎 京子 委員  
6番 宮崎 恵美 委員
  - 日程第 3 会期の決定について 令和5年9月11日（月）1日に決定
  - 日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第 7 議案第4号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
  - 日程第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
  - 日程第 9 議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用促進計画（再配分）の意見について
  - 日程第10 その他
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 梅田 博隆 事務局次長 田上 克也
7. 会議の概要 別紙のとおり

## 【令和5年9月11日 第3回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和5年9月、第3回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長にお願いします。

会長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。

5番 宮崎 京子 委員と、6番 宮崎 恵美 委員にお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。9月の第3回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。9月の第3回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。

議案書は1Pとなります。今回4件の申請がなされております。

3条の1、調査書は1Pをお願いいたします。別添申請地見取図は1～2Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の

要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字平川地内にある農地1筆です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

甘藷の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。 次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですで、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

申請の内容は、上猿渡バス停から東へ約150mの畠1筆、1, 200m<sup>2</sup>について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は菊陽町在住で農業と造園業を営んでいます。

申請地は譲渡人の2名が平成13年に相続し、これまで義理の叔父に当る譲受人が樹木を植栽し管理してきましたが、高齢のため十分な管理ができない状況にありました。今回、譲渡人の2名から遠隔地で管理できないことから売買の申し出があり、譲受人も後継者ができたことから樹木を伐採し、甘藷栽培を行うものです。農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

平川地区担当は野村推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 野村委員より「特に意見はありません」と連絡がついております。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3～4Pをお願いいたします。  
申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、売買による所有権の移転です。  
つつじの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。  
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。  
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですの  
で、私の方から説明をお願いします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字杉水地内の農地です。  
申請の内容は、町人権啓発福祉センターから西へ約150m及び同センター  
隣接地の畠2筆、4, 546m<sup>2</sup>について売買による所有権の移転を行うもので  
す。  
譲受人は杉水在住で造園業を営んでおり、申請地周辺は譲受人が所有する畠  
があります。申請地には貸借によりつつじが植栽されており、今回、売買によ  
る話がまとまり申請となりました。農業機械も保有し、労働力、営農技術も問  
題ないと思われます。  
現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよ  
ろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。  
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございま  
せんか。

委員意見 特にございません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5～8Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

飼料作物の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。  
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですの  
で、私の方から説明をお願いします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、セブンイレブン杉水店から南へ約200mの国道325号線  
沿いの農地2筆、3,795m<sup>2</sup>と、今村集落東側の農地1筆、5,825m<sup>2</sup>の合  
計3筆、9,620m<sup>2</sup>について贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は杉水在住で、畜産業を営んでおり、父の高齢化のため贈与により営  
農を継続するものです。農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思  
われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございま  
せんか。

委員意見 特に意見はございません。

会 長

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の4、調査書は4P、申請地見取図は9～10Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

甘藷の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私の方から説明をお願いします。

津田委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、杉水公園から北へ約350mの農地2筆、4, 858m<sup>2</sup>について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は熊本市在住で、水稻・露地野菜の栽培とドッグフードの生産・販売を行っています。ドッグフードは阿蘇で栽培された甘藷を使用し、生産は業者に委託をしています。今回の農地取得により、ブランド力のある大津で甘藷を生産し自社製品に使用することで商品価値の向上を目指すとのことです。

トラクター等の農業機械は保有し、労働力もあるものの、遠隔地であること及び甘藷栽培用の機械及び栽培技術に疑義があることから質疑を行ったところ、甘藷栽培の経験はないが、熊本市及び菊池管内の知人農家も多数おり、指導を受けながら、機械等も整備しつつ甘藷生産を行うとの回答がありました。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。  
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は2Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。  
4条の1、意見書は5P（意見書を添付）、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。  
申請地は大字大津地内の農地です。  
1の転用目的は店舗への転用です。  
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある  
商業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。  
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字大津地内で、日吉ヶ丘団地北側で町道三吉原北出口線沿いに位置する農地です。  
申請地周辺は、戸建住宅や集合住宅が多く立ち並び、飲食店の需要が見込める

ため、今回、飲食店への転用申請がされました。

申請地に隣接する農地は申請人本人の所有で、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願ひいたします。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、店舗への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。

議案書は3P～4Pをお願いいたします。今回9件の申請がなされております。

5条の1 意見書は6P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある

準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。  
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、北出口団地入口で国道325号沿いの農地です。

申請の内容は、申請地の周辺は、戸建住宅や集合住宅が多く立ち並び、利便性が良い地域で、住宅建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、宅地への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書は7P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字森地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字森地内で、国道57号から南に約400m入った農地です。

申請の内容は、譲受人が周辺で宅地開発、造成工事を行っており、資材置場の整備を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

森地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題はありません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙)

全員賛成と認めます。

5条の2、資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書は8P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」がありますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、大津菊陽水道企業団の北側に位置する農地です。

申請の内容は、譲受人は、現在、福岡市で家族と暮らしています。祖父母も高齢となり、近くに住んで面倒をみることにし、祖父から土地の贈与を受けて住宅を計画し、今回の申請になりました。申請地に隣接する農地は祖父の所有で、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

鍛冶地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、個人住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書は9P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場及び駐車場への転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」がありますが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、人権啓発福祉センター南側に位置する農地です。

申請の内容は、借人が資材置場及び駐車場500台の土地を探していたところ、貸人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われますが、今回の5条申請地5筆のうち、4筆については昨年の6月と9月の定例総会において規模拡大のため3条申請により農地として取得をされています。このような経緯を踏まえ、現地調査後的小委員会審議では、「本人からの意見聴取」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりましたが。

今回は、先ほど説明しましたとおり、申請人に総会に出席いただき、昨年度の農地購入の経過から今回の転用について、及び今回の3条申請での農地取得と今後の営農について、直接ご説明いただくこととしておりますが、よろしいでしょうか。

(質問・異議なし)

申請人の入室を求める。

(申請人入室→事務局対応)

本日は、ご多用のところ農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

今回の5条の転用申請に当り、現地調査の結果、昨年度の農地購入の経過から今回の転用について、及び今回の3条申請での農地取得と今後の営農について、ご説明を伺ったうえで審議を行うこととなりましたのでご説明をお願いいたします。

- 事務局 今回顛末書の提出があつております（事務局で読み上げ）
- 申請人 今回の申請地はソニーまで直線で約100m～200m、JASMから約400mと至近距離にあります。工事進捗は自宅から毎日見える状況です。  
2か月程前に、工事を施工する事業者（借人）から救急で賃貸借の依頼がありました。なぜ早く相談していただけなかつたとのから聞いたところ、大きなプロジェクトでもあり、事業確定までは公表できない事情もあったとお断りがありました。  
私のつつじを中心とする樹木等の栽培事業は、十数年前から海外への輸出等も行い規模拡大を図ったことで、「大津つつじ」としてブランドを確立するまでに至っていますので、今後も輸出事業には力を入れたいと思っています。この輸出事業での利益をつつじ園の整備に投資をしている状況です。  
私だけではなく、近隣の酪農家、野菜農家で20年から40年農業を続けておられる方も数多くおられます、想像を超える開発スピードの影響でやむなく農地を手放さざるを得ない方もおられます。  
今回の申請地は、3代目の後継者も育ち頑張っておりますので、さらにつつじ園の事業を拡大するため農地として取得したのですが、説明させていただきました事情により転用申請に至りました。ご理解をお願いいたします。
- 会長 転用される農地が1haを超えてますが、他の所に農地の確保はできておられますか。
- 申請人 4～5か所の農地を確保しております。
- 会長 昨年、3条の農地取得では、桑畠をつつじ園に替えるとのことでしたが、今回の申請まで桑畠のままだったのはなぜですか。
- 申請人 桑畠がつつじ園として地形が一番良い場所なので、設計業者とつつじ園構想の打ち合わせを行っていた最中に今回の転用の話がありました。桑畠は葉をお茶メーカー販売していました。
- 西村委員 駐車場に転用した場合の雨水対策はどのようになっていますか。
- 事務局 事業計画書では、敷地は砂利敷きとし、雨水は敷地内で自然浸透させるとされています。
- 申請人 事務局からの説明に加え、一定の降水あった場合でも道路に雨水が出ないような設計を行っているところです。

石原委員 賃貸借契約は何年で結ばれるのですか。

申請人 30年契約となっています。

石原委員 建物は建設されず、駐車場として整備されるということですが、企業の建設事業等の整備が終了すれば、一定の台数は減るのではないか。今後の開発の話もお聞きしますが、ずっと500台の駐車スペースが必要となるのですか。

申請人 ソニー、JASM等々、関連企業も含め、今後も長期に渡り開発が続くと聞いており、九州の拠点とするため長期で使用したいといわれております。

(申請人説明終了)

申請人の説明が終了しました。各委員の方のご意見、ご質問等はありますか。

(質問・異議なしの場合)

ご説明ありがとうございました。現地調査及び本日のご説明を踏まえ、今後の審議の参考とさせていただきます。本日はご多様の中、総会での説明大変お世話になりました。

(申請人退室)

会長 担当農業委員及び申請人の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願ひいたします。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 最近の急変で、通勤車両の抜け道となっており、交通量が何倍にもなっています。転用は問題ないと思いますが、交通量の増加が問題かと思います。

会長 現在でも交通量が増加しています。自分も申請地周辺に飼料作物の栽培を行っていますが、現在の状況に500台も車が増えるとどうなるのかと思います。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「本人からの意見聴取」ということで、本日申請人の説明を伺いました。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なしの場合)

西村委員 今後の道路の状況はどうなるのですか。

事務局 町としても、交通対策は検討していますが、すぐ対応できる状況ではないと思います。一旦駐車場に止めてマイクロバス等の送迎と聞いておりまので、通勤ルート指定の依頼等はできるのではないかと思います。

西村委員 交通対策等が先のような気もしますが。

今村委員 地元の方の反対がなければいいと思いますが。

石原委員 農業委員会として言えるかは私にはよくわかりませんが、全体計画としてどうかということが大切だと思います。例えば、現在マンションが多数建設されていますが、通学路の問題や交通渋滞の問題があり、このような全体像の課題をどうするのかということが大切なことだと思います。

事務局 県への意見書で「交通対策を十分図ること」等の意見は記載できると思います。

会長 今の条件を意見書に記載するということで、再度審議を行います。

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数と認めます。

5条の4、資材置場及び駐車場への転用での賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書は10P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は倉庫・管理棟への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」がありますが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をいたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、源場交差点の西側、約300mに位置する農地です。

申請の内容は、譲渡人は、台湾の企業で、倉庫・管理棟を計画し、申請地はJASMにも近く道路も広く、大型車両も進入可能であり、譲渡人と話がまとまり、今回の申請になりました。

申請地に隣接する農地所有者には事業説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、倉庫、管理棟への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書は11P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」がありますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、人権啓発福祉センター西側に位置する農地です。

申請の内容は、譲受人が共同住宅を建築する土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の7について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の7 意見書は12P、申請地見取図は25P～26Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「既存施設の拡張」（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの）に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明いたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号沿いで運送会社の南側に位置する農地です。

申請の内容は、譲渡人が、事業拡大に伴い、駐車場用地を検討してまいりましたが、既存敷地に隣接しており、敷地面積も十分確保できることから今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は所有者への説明報告がなされており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はございません。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

5条の7、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の8について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の8 意見書は13P、申請地見取図は27P～28Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は事務所、試験場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」でありますが、例外規定の「既存施設の拡張」（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの）に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請の内容は、申請地は大字平川地内で、本田技研工業熊本製作所北側に位置する農地です。

譲受人は東京都港区に本社を置く企業で、研究開発、運用・保守を中心に事業を行っています。

申請の内容は、取引先からの受注が増大しており、敷地拡張を検討した結果、隣接した場所で、譲渡人と話し合いがまとまり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は所有者への説明報告がなされており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

平川地区担当は野村推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 野村委員より「特に意見はありません」と連絡がついております。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意

見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の8、事務所、試験場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の9について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の9 意見書は14P、申請地見取図は29P～30Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は通路への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「農業用施設」に該当し、転用は可能です。

なお、許可を受ける以前に通路として使用していたことについて始末書の提出があります。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内で、本田技研工業熊本製作所から南に入った農地です。

申請の内容は、譲受人は酪農を行っていて、申請地は、牛舎や堆肥舎などの農業用施設と農地を行き来する通路で譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。

申請地に農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

平川地区担当は野村推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

- 事務局 野村委員より「特に意見はありません」と連絡が跟っておりまます。
- 会長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。
- 5条の9、通路への転用での所有権移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。  
議案書は5Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。  
意見書は15P、申請地見取図は31P～32Pをお願いいたします。  
申請地は大字町地内の農地です。  
事業計画の変更申請が提出されていますので説明します。  
事業計画の変更は、令和4年11月30日付で共同住宅への転用が許可されていました。共同住宅が完成し、登記を申請したところ、元々貸宅地として利用しており、現況も貸宅地であるため今回事業計画の変更申請が提出されています。  
以上、事務局の説明を終わります。
- 会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、町地区ですので藤本委員から説明をお願いします。
- 藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字町地内で、おおきく土地改良区から南に入った農地です。  
申請の内容は、申請人が既に貸宅地として利用していた土地を共同住宅用地と誤って申請したために、今回の変更申請となりました。  
申請地の周りに農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。  
現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。  
町地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画の変更については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第8、議案第5号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第5号についてご説明いたします。  
議案書は6～10Pとなります。  
議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。  
今月の利用権設定申出書・計画書の件数は13件で、すべて再設定となっています。申出書面積の合計は78, 886m<sup>2</sup> (約7町9反) です。  
貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。  
個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件であ

る、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会長 事務局の説明、確認が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。  
(意見・ご質問なしの場合)  
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第6号についてご説明いたします。  
議案書は11Pとなります。  
議案第6号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご説明申し上げます。  
貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。  
番号1につきましては、中間管理機構（熊本県農業公社）が中間管理権を取得し担い手経営体に貸し付けがなされていましたが、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の新たな担い手に対し再配分計画により貸し付けるものです。  
今後の農地集積は中間管理機構が行う農地利用集積等促進計画に統合一体化され、更新、再配分、利用権移転等は改正機構法による対応となり、新規の利用権設定のみが旧基盤強化法の経過措置期間による対応となります。  
以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なしの場合）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画（再配分）について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第6号、農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第10、その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 

- ・10月の現地調査及び小委員会予定について  
(案はR5.10/3(火)午前9時00分~)

- ・10月の定例総会予定について  
(案はR5.10/10(火)午前9時30分~)

- ・各種協議会の役員選出について

1) 大津町人・農地プラン作成検討委員会

11番 荒木 博文  
12番 津田 恵美

2) 農業振興地域整備促進協議会

1番 古庄 廣継(中部)  
11番 荒木 博文(南部)  
12番 津田 恵美(北部)

3) 大津町農業再生協議会

6番 宮崎 恵美(南部)  
8番 岩本 勝(中部)  
10番 大村 札美(北部)

上記案に決定

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者にお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和5年9月の第3回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和5年9月11日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 津田惠美

議事録署名委員 宮崎亨子

議事録署名委員 宮崎亨美